

付 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 2 3 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 2 3 日揭示済み)

草津市告示第 8 5 号

草津市男女共同参画研修参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市男女共同参画研修参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市男女共同参画研修参加補助金交付要綱（平成 2 2 年草津市告示第 7 6 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条 《現行どおり》 (補助金の額) 第 4 条 補助対象経費は、参加負担金、交通費および宿泊料とする。ただし、交通費および宿泊料は、 <u>草津市職員等の旅費に関する条例（昭和 5 4 年草津市条例第 3 1 号）に規定する職員</u> の例により算定した額を上限とする。 2～3 《現行どおり》 第 5 条～第 7 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《現行どおり》	第 1 条～第 3 条 《省略》 (補助金の額) 第 4 条 補助対象経費は、参加負担金、交通費および宿泊料とする。ただし、交通費および宿泊料は、 <u>草津市職員等の旅費に関する条例（昭和 5 4 年草津市条例第 3 1 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する職員</u> の例により算定した額を上限とする。 2～3 《省略》 第 5 条～第 7 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《省略》

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 2 4 日揭示済み)

草津市告示第 8 6 号

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱（平成28年草津市告示第27号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後				改正前			
第1条～第6条 《現行どおり》 別表（第2条、第3条関係）				第1条～第6条 《省略》 別表（第2条、第3条関係）			
事業	事業の内容	補助 の要 件	補助金額	事業	事業の内容	補助 の要 件	補助金額
低年齢児 保育 保育士等 特別 配置 事業	低年齢児の保育を実施している施設において保育士等（保育士および <u>草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（令和7年草津市条例第32号）</u> に基づき保育士とみなされた者をいう。以下同じ。）を特別配置する事業（小規模保育事業に限る。）	《現行どおり》	《現行どおり》	低年齢児 保育 保育士等 特別 配置 事業	低年齢児の保育を実施している施設において保育士等（保育士および <u>草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第31号）</u> に基づき保育士とみなされた者をいう。以下同じ。）を特別配置する事業（小規模保育事業に限る。）	《省略》	《省略》
延長 保育 事業 費	《現行どおり》	《現行どおり》	<u>1 特定分</u> 子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和5年9月7日こ成事第481号こども家庭庁長官通知。以下「国要綱」という。）別紙延長保育事業の項に定める補助基準額。 <u>2 特例措置分</u> <u>国要綱別紙「子ども・子育て支援法に基づく</u>	延長 保育 事業 費	《省略》	《省略》	子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和5年9月7日こ成事第481号こども家庭庁長官通知。以下「国要綱」という。）別紙延長保育事業の項に定める補助基準額。

改正後				改正前			
			地域子ども・子育て支援事業（特例措置分（2））」の項中、 「1 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（令和7年度補正予算分）」の項に定める補助基準額。				
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
一時預かり事業	《現行どおり》	《現行どおり》	1 一般分 国要綱別紙一時預かり事業の項に定める補助基準額。 2 特例措置分 国要綱別紙「子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（特例措置分（2））」の項中、 「1 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（令和7年度補正予算分）」の項に定める補助基準額。	一時預かり事業	《省略》	《省略》	国要綱別紙一時預かり事業の項に定める補助基準額
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
備考 1 次の各号に掲げる事業は、施設に配置され				備考 1 次の各号に掲げる事業は、施設に配置され			

改正後	改正前
た保育士等の数から<u>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第29条第2項</u>により必要とされる保育士等の数を差し引いた数が0とならない場合に限り、当該各号に定める実施事業の順に補助対象とし、各号の事業の補助対象保育士等の数を上限（延長保育事業および一時預かり事業にあっては1人）とする。 2～3 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第5号 《現行どおり》 別記様式第6号（第4条第1項第6号関係） （別添1-1のとおり） 別記様式第7号～別記様式第12号 《現行どおり》 別記様式第13号（第6条第2号関係） （別添2-1のとおり） 別記様式第14号～別記様式第20号 《現行どおり》	た保育士等の数から<u>草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例第29条第2項</u>により必要とされる保育士等の数を差し引いた数が0とならない場合に限り、当該各号に定める実施事業の順に補助対象とし、各号の事業の補助対象保育士等の数を上限（延長保育事業および一時預かり事業にあっては1人）とする。 2～3 《省略》 別記様式第1号～別記様式第5号 《省略》 別記様式第6号（第4条第1項第6号関係） （別添1-2のとおり） 別記様式第7号～別記様式第12号 《省略》 別記様式第13号（第6条第2号関係） （別添2-2のとおり） 別記様式第14号～別記様式第20号 《省略》

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和８年３月２４日から施行し、改正後の草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の規定は、令和７年１０月１日以降の補助金から適用する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別添 1—1

様式第6号(第4条第1項第6号関係)

3 書 調 額 要 所

施設名

(延長保育事業 特定分)						
支 出 予 定 額	寄附金その他の 収入	差 引 額 (A - B)	額 準	補 助 基 本 額 C または D のうち いずれか少ない額	補 助 金 額	備 考
A	B	C		D E		
円	円	円		円	円	

(一時預かり事業 一般型分)							
支 出 予 定 額	額	附 金	そ の 他 の	差	引	額	基 準
収 入	額	額	額	(A - B)	額	額	額
A	B	C	D	E	F	G	H
円	円	円	円	円	円	円	円

(一時預かり事業 余裕活用型分)							
支 出 予 定	額 寄 附 金	そ の 他 の 額 入	差 引 (A - B)	基 準 額	補 助 基 本 額 C または D の うち いずれか少ない額 D	補 助 金 額 E	備 考
A		B	C				
円		円	円		円	円	

(地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業)									
	支出予定額 A円	寄附金収入 B円	その他の収入 C円	差額 (A-B-C)円	引当金 D円	基金 E円	補助基本額 F円	補助金額 G円	備考
<u>延長保育事業</u>							CまたはDのうちいずれか少ない額E円		備考
<u>一時預かり事業</u>							CまたはDのうちいずれか少ない額E円		備考

別添 1—2

様式第 6 号（第 4 条第 1 項第 6 号関係）

所 要 額 調 書 3

施設名 _____

（延長保育事業 特定分関係）

支 出 予 定 額	寄 附 金 そ の 他 の 額	差 引 額	基 準 額	補 助 基 本 額	補 助 金 額	備 考
A	B	(A - B)	C	C または D の うち D いずれか少ない額 E		
円	円	円	円	円		

（一時預かり事業 一般型分関係）

支 出 予 定 額	寄 附 金 そ の 他 の 額	差 引 額	基 準 額	補 助 基 本 額	補 助 金 額	備 考
A	B	(A - B)	C	C または D の うち D いずれか少ない額 E		
円	円	円	円	円		

（一時預かり事業 余裕活用型分関係）

支 出 予 定 額	寄 附 金 そ の 他 の 額	差 引 額	基 準 額	補 助 基 本 額	補 助 金 額	備 考
A	B	(A - B)	C	C または D の うち D いずれか少ない額 E		
円	円	円	円	円		

別添 2—1

様式第 13 号（第 6 条第 2 号関係）

補 助 金 収 支 明 細 書

施設名： _____

（保育士等の特別配置関係）

区分	配 置 保 育 士 数	担当保育士氏名	配置月	支 出 済 額	補助基準額	要 補 助 額	受 入 済 額	差 額
低年齢児保育保育士等特別配置費事業	人		～ 月	円	円	円	円	円
			～					
加配保育士特別配置事業			～					
			～					
雇用安定・年度途中児童受入準備保育士配置事業			～					
			～					
看護師配置事業			～					
			～					

（延長保育事業 特定分）

対 象 経 費 の 実 支 出 額	補 助 基 準 額	要 補 助 額	受 入 済 額	差 額
円	円	円	円	円

（一時預かり事業 一般型分）

対 象 経 費 の 実 支 出 額	補 助 基 準 額	要 補 助 額	受 入 済 額	差 額
円	円	円	円	円

（一時預かり事業 余裕活用型分）

対 象 経 費 の 実 支 出 額	補 助 基 準 額	要 補 助 額	受 入 済 額	差 額
円	円	円	円	円

（地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業）

延長保育事業	対 象 経 費 の 実 支 出 額	補 助 基 準 額	要 補 助 額	受 入 済 額	差 額
	円	円	円	円	円
一時預かり事業	対 象 経 費 の 実 支 出 額	補 助 基 準 額	要 補 助 額	受 入 済 額	差 額
	円	円	円	円	円

別添2—2

様式第13号（第6条第2号関係）

補助金収支明細書

施設名：_____

（保育士等の特別配置関係）

区分	配置保育士数	担当保育士氏名	配置月	支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
低年齢児保育保育士等特別配置費事業	入		～月	円	円	円	円	円
			～					
			～					
加配保育士特別配置事業			～					
			～					
			～					
雇用安定・年度途中児童受入準備保育士配置事業			～					
			～					
			～					
看護師配置事業			～					
			～					
			～					

（延長保育事業 特定分）

対象経費の実支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

（一時預かり事業 一般型分）

対象経費の実支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

（一時預かり事業 余裕活用型分）

対象経費の実支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

（令和8年3月24日揭示済み）

草津市告示第87号

草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月24日

草津市長 橋 川 渉

草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱
草津市英語検定料補助金交付要綱（平成25年草津市告示第181号）の一部を次の表のように改正する。
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第7条 《現行どおり》 別記様式（第5条関係） 《現行どおり》 付 則 1 《現行どおり》 （この要綱の失効） 2 この要綱は、 <u>令和9年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、第7条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。	第1条～第7条 《省略》 別記様式（第5条関係） 《省略》 付 則 1 《省略》 （この要綱の失効） 2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、第7条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 2 4 日揭示済み)

草津市告示第 8 8 号

草津市女性チャレンジ支援助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

草津市長 橋 川 渉

草津市女性チャレンジ支援助成金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市女性チャレンジ支援助成金交付要綱（平成元年草津市告示第 2 1 2 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 (助成対象者)	第 1 条 《省略》 (助成対象者)
第 2 条 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 市主催の <u>女性のチャレンジ応援塾</u> を修了し、 修了証を交付されたこと。 (4)～(7) 《現行どおり》	第 2 条 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 市主催の <u>起業塾</u> を修了し、修了証を交付され たこと。 (4)～(7) 《省略》
第 3 条 《現行どおり》 (助成金の交付申請)	第 3 条 《省略》 (助成金の交付申請)
第 4 条 《現行どおり》 (1)～(4) 《現行どおり》 (5) 市主催の <u>女性のチャレンジ応援塾</u> の修了証の 写し (6) 《現行どおり》	第 4 条 《省略》 (1)～(4) 《省略》 (5) 市主催の <u>起業塾</u> の修了証の写し (6) 《省略》
2 《現行どおり》	2 《省略》
第 5 条～第 9 条 《現行どおり》	第 5 条～第 9 条 《省略》
付 則	付 則
1 《現行どおり》 (この要綱の失効)	1 《省略》 (この要綱の失効)
2 この要綱は、 <u>令和 1 8 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その 効力を失う。	2 この要綱は、 <u>令和 8 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効 力を失う。
別記様式第 1 号（第 4 条第 1 項関係） (別添 1－1 のとおり)	別記様式第 1 号（第 4 条第 1 項関係） (別添 1－2 のとおり)
別記様式第 2 号～別記様式第 7 号 《現行どおり》	別記様式第 2 号～別記様式第 7 号 《省略》

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別添1－1
別記
様式第1号（第4条第1項関係）

草津市女性チャレンジ支援助成金交付申請書

草津市長 宛

年 月 日

申請者 住所
氏名 ㊞

年度草津市女性チャレンジ支援助成金の交付を受けたいので、草津市女性チャレンジ支援助成金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 助成対象事業名	
2 助成対象経費	金 円
3 申請額	金 円
4 対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 市税の納税証明書
- (4) 事業を行うために法令上必要とする許可、認可、登録等を受けていることを証する書類の写し（許可、認可、登録等を必要とする場合に限る。）
- (5) 市主催の女性チャレンジ支援塾修了証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

別添1－2
別記
様式第1号（第4条第1項関係）

草津市女性チャレンジ支援助成金交付申請書

草津市長 宛

年 月 日

申請者 住所
氏名 ㊞

年度草津市女性チャレンジ支援助成金の交付を受けたいので、草津市女性チャレンジ支援助成金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 助成対象事業名	
2 助成対象経費	金 円
3 申請額	金 円
4 対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 市税の納税証明書
- (4) 事業を行うために法令上必要とする許可、認可、登録等を受けていることを証する書類の写し（許可、認可、登録等を必要とする場合に限る。）
- (5) 市主催の起業塾修了証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（令和8年3月25日揭示済み）

草津市告示第 8 9 号

草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付要綱（令和 4 年草津市告示第 3 2 6 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 8 条 《現行どおり》 付 則 1～2 《現行どおり》 3 この要綱は、 <u>令和 9 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。 別表 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 5 号 《現行どおり》	第 1 条～第 8 条 《省略》 付 則 1～2 《省略》 3 この要綱は、 <u>令和 8 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。 別表 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 5 号 《省略》

付 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

（令和 8 年 3 月 2 6 日揭示済み）

草津市告示第 9 0 号

草津市ヤングケアラーヘルパー派遣モデル事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市ヤングケアラーヘルパー派遣モデル事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市ヤングケアラーヘルパー派遣モデル事業実施要綱（令和 5 年草津市告示第 2 1 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<u>草津市ヤングケアラーヘルパー派遣 事業実施要綱</u> （目的） 第 1 条 この要綱は、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるおおむね 1 8 歳までのこども・若者（以下「児童」とい	<u>草津市ヤングケアラーヘルパー派遣 モデル事業実施要綱</u> （目的） 第 1 条 この要綱は、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるおおむね 1 8 歳までのこども・若者（以下「児童」とい

改正後	改正前
う。)がいる家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行うことにより、児童およびその家庭の負担軽減を図ることを目的として、 <u>草津市ヤングケアラーヘルパー派遣事業</u> （以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。 第2条～第9条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第2号 《現行どおり》	う。)がいる家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行うことにより、児童およびその家庭の負担軽減を図ることを目的として、 <u>草津市ヤングケアラーヘルパー派遣モデル事業</u> （以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。 第2条～第9条 《省略》 別表 《省略》 別記様式第1号～別記様式第2号 《省略》

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月26日揭示済み）

草津市告示第91号

草津市健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱

草津市健康診査等実施要綱（平成22年草津市告示第141号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後					改正前				
第1条　《現行どおり》 （実施方法）					第1条　《省略》 （実施方法）				
第2条　《現行どおり》					第2条　《省略》				
種類	内容	実施方法	対象者	実施回数	種類	内容	実施方法	対象者	実施回数
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
肺がん・結核検診	問診、胸部X線検査	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	肺がん・結核検診	問診、胸部X線検査、 <u>略痰検査（50歳以上で喫煙指数600以上の人に対して実施） 在宅で移動ができ</u>	《省略》	《省略》	《省略》

改正後					改正前				
						ない等で受診の困難な者またはこれに準ずる者には訪問にて実施			
《現行 どおり 》	《現行どおり》	《現行 どおり 》	《現行 どおり 》	《現行 どおり 》	《省略 》	《省略》	《省略 》	《省略 》	《省略 》
2 《現行どおり》 第3条～第6条 《現行どおり》					2 《省略》 第3条～第6条 《省略》				

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月26日揭示済み)

草津市告示第92号

草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付要綱（令和元年草津市告示第131号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この要綱は、がんになっても安心して暮らし続けられるよう、がんの治療に伴う外見の変化に対し、その心理的および経済的負担を軽減するため、外見上の変化を補うためにがん患者が購入する補整具の購入費用の一部を草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金（以下「助成金」という。）として交付するものとし、その助成に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語	(趣旨) 第1条 この要綱は、がんになっても安心して暮らし続けられるよう、がんの治療の副作用に伴う外見の変化に対し、その心理的および経済的負担を軽減するため、外見上の変化を補うためにがん患者が購入する補整具（以下「補整具」という。）の購入費用の一部を草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金（以下「助成金」という。）として交付するものとし、その助成に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 《改正後に新設》

改正後	改正前
の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ウィッグ がん治療に伴う副作用による脱毛に対応するために着用する医療用等ウィッグ（医療用等ウィッグ装着時に皮膚を保護するためのネットを含む。）および帽子をいう。 (2) 乳房補整具 手術による乳房の形の変化に対応するための補整下着、補整パッドおよび人工乳房をいう。 (3) エピテーゼ 失われた体の一部を再現する人工装具をいう。 (4) 補整具 ウィッグ、乳房補整具またはエピテーゼをいう。 （助成対象者） 第3条 《現行どおり》 (1) 第6条の申請をする日までに、引き続き1年以上、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、草津市の住民基本台帳に記録をされている者であること。 (2) <u>がんと診断され、現在治療中または過去に治療を受けたことがある者で、がん治療に伴う脱毛または外科的治療等による部位の変形または欠損がある者であること。</u> (3) 《現行どおり》 （助成対象費用） 第4条 助成金の交付の対象となる費用は、次に掲げる補整具の購入に係る費用とする。<u>ただし、本体価格に含まれない付属品やケア用品は対象としない。</u> (1) <u>ウィッグ</u> (2) <u>乳房補整具またはエピテーゼ</u> （助成金額） 第5条 助成金額は、助成対象者1人あたり、前条各号ごとに<u>3万円</u>または補整具購入費用の2分の1の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）のいずれか低い額とする。 （申請） 第6条 《現行どおり》	（助成対象者） 第2条 《省略》 (1) 第5条の申請をする日までに、引き続き1年以上、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、草津市の住民基本台帳に記録をされている者であること。 (2) <u>がんと診断され、その治療を行っていること。また、抗がん剤の治療（副作用）に伴い脱毛し、または手術による乳房切除を行った者であること。</u> (3) 《省略》 （助成対象費用） 第3条 助成金の交付の対象となる費用は、次に掲げる補整具の購入に係る費用とする。 (1) <u>医療用等ウィッグ本体（医療用等ウィッグ装着時に皮膚を保護するためのネットを含み、本体価格に含まれない付属品や医療用等ウィッグのケア用品は含まない。）または帽子</u> (2) <u>乳房補整具（手術による乳房の形の変化に対応するための補整下着、補整パッドおよび人工乳房をいう。ただし、本体価格に含まれない付属品やケア用品は対象としない。）</u> （助成金額） 第4条 助成金額は、助成対象者1人あたり、前条各号ごとに<u>1万円</u>または補整具購入費用の2分の1の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）のいずれか低い額とする。 （申請） 第5条 《省略》

改正後	改正前
(1) ≪現行どおり≫ (2) <u>がん治療を受けたことを証明する書類（がん治療に伴う脱毛または外科的治療等による部位の変形または欠損が確認できる書類）</u> ≪改正前を削る≫ (3) ≪現行どおり≫ 2 ≪現行どおり≫ (1)～(3) ≪現行どおり≫ (4) その他<u>がん治療を受けた</u>ことを証明するもの ≪改正前を削る≫ <u>3</u> 第 1 項の規定による申請は、助成対象者 1 人あたり、<u>第 4 条</u>各号ごとに<u>2 回</u>を限度とする。 <u>4</u> ≪現行どおり≫ <u>第 7 条～第 9 条</u> ≪現行どおり≫ 別記様式第 1 号 (<u>第 6 条第 1 項</u>) (別添 1－1 のとおり) 別記様式第 2 号 (<u>第 7 条第 1 項</u>) (別添 2－1 のとおり) 別記様式第 3 号 (<u>第 7 条第 2 項</u>) (別添 3－1 のとおり)	(1) ≪省略≫ (2) <u>脱毛の副作用がある抗がん剤による治療を行っていることを証明する書類</u> (3) <u>乳房補整具の申請の場合、がん治療に伴い乳房を切除したことを証明する書類</u> (4) ≪省略≫ 2 ≪省略≫ (1)～(3) ≪省略≫ (4) その他<u>抗がん剤による治療を行っている</u>ことを証明するもの <u>3</u> 第 1 項第 3 号の書類は、次のいずれかの書類とする。 (1) 診療明細書 (2) 治療方針計画書 (3) その他乳房を切除したことを証明するもの <u>4</u> 第 1 項の規定による申請は、助成対象者 1 人あたり、<u>第 3 条</u>各号ごとに<u>1 回</u>を限度とする。 <u>5</u> ≪省略≫ <u>第 6 条～第 8 条</u> ≪省略≫ 別記様式第 1 号 (<u>第 5 条第 1 項</u>) (別添 1－2 のとおり) 別記様式第 2 号 (<u>第 6 条第 1 項</u>) (別添 2－2 のとおり) 別記様式第 3 号 (<u>第 6 条第 2 項</u>) (別添 3－2 のとおり)

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

3 改正前の草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づきなされた申請については、補整具 1 点に対する助成の申請を、改正後の草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づきなされた申請 1 件とみなす。

別添1―1

別記
様式第1号(第6条第1項)

草津市がん患者のピアランスケア支援事業助成金交付申請書兼請求書

草津市長宛 _____年____月____日

草津市がん患者のピアランスケア支援事業助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、本申請のために、健康増進課長が助成対象者の住民登録の状況を閲覧することを承諾します。

申請者

住所〒 _____

氏名 _____ 印

生年月日 _____年____月____日(満____歳)

電話番号(____) _____

助成対象費用		ウィッグ(帽子を含む) ・ 乳房補整具またはエビテーゼ		
助成対象者	(フリガナ)			
	氏名			
	生年月日	____年____月____日	電話番号	(____) _____
	住所	〒525-00 草津市		
がんの治療状況	医療機関名			
	診療科		主治医氏名	
	治療方法	手術 ・ 放射線 ・ 薬剤 ・ その他(____)		
治療時期 ※注1)	治療開始	____年____月____日から	治療終了	____年____月____日まで
がん治療を受けたことを証明する書類		お薬手帳 ・ 診療明細書 ・ 治療方針計画書 ・ その他(____)		
他の公的助成金の受給の有無		有 ・ 無		
購入した補整具	補整具の購入価額(総額)	円		
	購入年月日 ※注2)	____年____月____日		
振込先	金融機関名	銀行 ・ 信金 ・ 信組 ・ 農協		
	本・支店名	本店 ・ (____)支店 ・ 出張所 ・ 代理店		
	預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
	(フリガナ)			
	口座名義人			

※注1) 治療開始・終了時期どちらかを記載すること
※注2) 補整具の購入年月日を記入する際、申請する補整具が複数ある場合は購入日時が一番古いものを記入すること

別添2-1
様式第2号(第7条第1項)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市がん患者のピアランスケア支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました助成金について、草津市がん患者のピアランスケア支援事業助成金交付要綱(第7条第1項)の規定により交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 助成金の名称 草津市がん患者のピアランスケア支援事業助成金
- 2 交付決定額 円

別添2-2
別記
様式第2号(第6条第1項)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市がん患者のピアランスケア支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました助成金について、草津市がん患者のピアランスケア支援事業助成金交付要綱(第6条第1項)の規定により交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 助成金の名称 草津市がん患者のピアランスケア支援事業助成金
- 2 交付決定額 円

別添3-1
様式第3号(第7条第2項)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市がん患者のピアランスケア支援事業助成金
交付申請棄却(却下)決定通知書

年 月 日付けで申請がありました助成金について、草津市がん患者のピアランスケア支援事業助成金交付要綱(第7条第2項)の規定に基づき、交付申請棄却(却下)が決定しましたので通知します。

<交付申請棄却(却下)理由>

別添3-2
別記
様式第3号(第6条第2項)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市がん患者のピアランスケア支援事業助成金
交付申請棄却(却下)決定通知書

年 月 日付けで申請がありました助成金について、草津市がん患者のピアランスケア支援事業助成金交付要綱(第6条第2項)の規定に基づき、交付申請棄却(却下)が決定しましたので通知します。

<交付申請棄却(却下)理由>

草津市告示第93号

草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議開催要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議開催要綱を廃止する要綱

草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議開催要綱(令和7年草津市告示第200号)は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月26日揭示済み)

(令和8年3月26日揭示済み)

草津市告示第 9 4 号

草津市節目歯科健康診査実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市節目歯科健康診査実施要綱の一部を改正する要綱

草津市節目歯科健康診査実施要綱（平成 1 5 年草津市告示第 1 0 8 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 （実施内容） 第 2 条 《現行どおり》 （1）《現行どおり》 （2）《現行どおり》 <u>ア 歯の状況</u> <u>イ 歯周の状況</u> <u>ウ 口腔衛生状態</u> <u>エ 粘膜の状況</u> <u>オ その他の異常</u> 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 （3）《現行どおり》 第 3 条～第 6 条 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 （実施内容） 第 2 条 《省略》 （1）《省略》 （2）《省略》 <u>ア 現在歯数</u> <u>イ 健全歯数</u> <u>ウ 未処置歯数</u> <u>エ 喪失歯数</u> <u>オ 処置歯数</u> <u>カ DMF歯数</u> <u>ケ 口腔清掃状況</u> <u>コ 義歯の状況</u> <u>サ その他の異常</u> （3）《省略》 第 3 条～第 6 条 《省略》

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 3 月 2 6 日掲示済み）

草津市告示第 9 5 号

草津市妊婦歯科健康診査実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市妊婦歯科健康診査実施要綱の一部を改正する要綱

草津市妊婦歯科健康診査実施要綱（平成 2 2 年草津市告示第 1 4 2 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 (実施内容) <u>第2条 妊婦歯科健康診査の内容は、次の各号に定めるとおりとする。</u> (1) 《現行どおり》 (2) 《現行どおり》 ア 歯の状況 イ 歯周の状況 ウ 口腔衛生状態 エ 粘膜の状況 オ その他の異常 《改正前を削る》 (3) 《現行どおり》 第3条～第7条 《現行どおり》	第1条 《省略》 (実施内容) <u>第2条 妊婦歯科健診の内容は、次のとおりとする。</u> (1) 《省略》 (2) 《省略》 ア う歯の状況 イ 歯石の状況 ウ 歯周組織の状況 エ 口腔清掃状態 オ <u>CPI (地域歯周疾患指数)</u> カ その他の異常 (3) 《省略》 第3条～第7条 《省略》

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月26日揭示済み)

草津市告示第96号

草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付要綱（令和4年草津市告示第182号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 (定義) 第2条 この要綱において、補助金の交付の対象となる樹木は、自然環境保全地区危険木個別調査によってA判定を受けた危険木（以下「危険木」という。）とする。 2 《現行どおり》 第3条～第12条 《現行どおり》	第1条 《省略》 (定義) 第2条 この要綱において、補助金の交付の対象となる樹木は、<u>令和3年度自然環境保全地区危険木調査または</u>自然環境保全地区危険木個別調査によってA判定を受けた危険木（以下「危険木」という。）とする。 2 《省略》 第3条～第12条 《省略》

改正後	改正前
付 則 1 《現行どおり》 (この要綱の失効) 2 この要綱は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第11条に規定する補助金の返還については、なお従前の例による。 別表第1～別表第2 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第9号 《現行どおり》	付 則 1 《省略》 (この要綱の失効) 2 この要綱は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第11条に規定する補助金の返還については、なお従前の例による。 別表第1～別表第2 《省略》 別記様式第1号～別記様式第9号 《省略》

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、付則第2項の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

(令和8年3月26日揭示済み)

草津市告示第97号

草津っ子サポート事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津っ子サポート事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津っ子サポート事業実施要綱（平成28年草津市告示第161号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(目的) 第1条 この要綱は、<u>3歳未満のこども</u>（以下「<u>こども</u>」という。）を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行う事業の実施に関し必要な事項を定め、もって家事、育児に負担と不安が生じる時期における子育ての安定化を図り、誰もが安心して<u>こども</u>を産み育てることのできる環境づくりを促進することを目的とする。 (利用対象者) 第2条 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) <u>こども</u>を養育している者 (利用期間等) 第3条 ホームヘルパーの利用期間は、<u>こどもが3</u>	(目的) 第1条 この要綱は、<u>1歳未満の子ども</u>（以下「<u>子ども</u>」という。）を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行う事業の実施に関し必要な事項を定め、もって家事、育児に負担と不安が生じる時期における子育ての安定化を図り、誰もが安心して<u>子ども</u>を産み育てることのできる環境づくりを促進することを目的とする。 (利用対象者) 第2条 《省略》 (1) 《省略》 (2) <u>1歳未満の子ども</u>を養育している者 (利用期間等) 第3条 ホームヘルパーの利用期間は、<u>子どもが1</u>

改正後	改正前
<u>歳</u>に達する日の前日までとする。 2～5 《現行どおり》 6 総利用時間数は、<u>こども</u>1人につき、<u>18時間</u>を限度とする。 第4条 《現行どおり》 (利用券) 第5条 市長は、利用対象者に対し、<u>こども</u>1人につき<u>18枚</u>の草津っ子サポート事業利用券（以下「利用券」という。）を交付するものとする。 2 《現行どおり》 第6条～第12条 《現行どおり》	<u>歳</u>に達する日の前日までとする。 2～5 《省略》 6 総利用時間数は、<u>子ども</u>1人につき、<u>6時間</u>を限度とする。 第4条 《省略》 (利用券) 第5条 市長は、利用対象者に対し、<u>子ども</u>1人につき<u>6枚</u>の草津っ子サポート事業利用券（以下「利用券」という。）を交付するものとする。 2 《省略》 第6条～第12条 《省略》

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条から第5条までの改正規定（「子ども」を「こども」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（令和8年3月27日揭示済み）

草津市告示第98号

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市漢字検定料補助金交付要綱（平成25年草津市告示第180号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第3条 《現行どおり》 (補助金の額) 第4条 補助金の額は、児童1人当たり<u>1,080円</u>とする。ただし、草津市就学援助費給付要綱（平成16年草津市告示第75号）第4条に規定する要保護者または準要保護者については、検定料の全額とする。 第5条～第7条 《現行どおり》 付 則 1 《現行どおり》 (この要綱の失効) 2 この要綱は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第7条に規定する書類の提出	第1条～第3条 《省略》 (補助金の額) 第4条 補助金の額は、児童1人当たり<u>750円</u>とする。ただし、草津市就学援助費給付要綱（平成16年草津市告示第75号）第4条に規定する要保護者または準要保護者については、検定料の全額とする。 第5条～第7条 《省略》 付 則 1 《省略》 (この要綱の失効) 2 この要綱は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第7条に規定する書類の提出

改正後	改正前
については、なお従前の例による。	については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 2 7 日揭示済み)

草津市告示第 9 9 号

草津市救急病院運営補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

草津市長 橋 川 渉

草津市救急病院運営補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、救急医療の確保および地域医療の充実を図るため、救急医療を実施する病院（以下「救急病院」という。）に対し、予算の範囲内において草津市救急病院運営補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号（以下「規則」という。））に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる市内の救急病院とする。

- (1) 公的病院等 特別交付税に関する省令（昭和 5 1 年自治省令第 3 5 号。以下「特別交付税省令」という。）第 2 条第 1 項第 1 号の表第 4 5 号に規定する公的病院であって、救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき救急病院として滋賀県知事が告示した医療機関の設置者とする。
- (2) 私的病院 特別交付税省令第 4 条第 1 項第 1 号の表第 3 7 号に規定する医療機関であって、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 3 1 条に規定する公的医療機関以外の医療機関の設置者とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、救急医療

に係る事業とする。

(補助金交付額)

第 4 条 補助金の額は、次の各号に掲げる救急病院の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 公的病院等 特別交付税省令第 2 条第 1 項第 1 号の表第 4 5 号第 3 号を準用する特別交付税省令第 3 条第 1 項第 3 号イの表第 4 2 号の規定により算定した額と当該年度の補助対象経費の支出額から救急医療で得た医業収益その他収入額を控除した額を比較して少ない方の額
- (2) 私的病院 特別交付税省令第 5 条第 1 項第 3 号イの表第 3 0 号の規定により算定した額（ただし、上限額を 2, 0 0 0 万円とする。）

2 公的病院等に対しては、前項の規定にかかわらず、地方交付税法（昭和 2 5 年法律第 2 1 1 号）第 1 5 条第 2 項の規定により交付が決定された特別交付税の額（不採算地区公的病院等の助成に要する経費に係る部分に限る（以下「特別交付税決定額」という。））に 2 分の 5 を乗じた額が前項の規定により算出した補助金の額に満たない場合にあっては、補助金の額は、特別交付税決定額に 2 分の 5 を乗じた額とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする救急病院の設置者は、市長が別に定める日までに、規則第 3 条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書および収支計画書（当該年度のものに限る。）
- (2) 専用病床配置図面および病床数が分かるもの
- (3) 当該年度および前年度の月別受入搬送数が分かるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の実績報告)

第6条 補助対象者は、補助事業が完了したとき(補助事業を廃止したときを含む。)は、規則第13条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書および収支報告書(当該年度のものに限る。)
- (2) その他市長が必要と認める書類
(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年3月27日から施行し、令和7年度に実施される補助事業について適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた補助事業については、同日後においても、なお効力を有する。

(令和8年3月27日揭示済み)

草津市告示第100号

草津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱(令和6年草津市告示第122号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<u>草津市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付要綱</u> 第1条 《現行どおり》 (補助対象者) 第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する団員のうち、道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条に規定する第一種準中型自動車免許、<u>第一種中型自動車免許、第一種</u>	<u>草津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱</u> 第1条 《省略》 (補助対象者) 第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する団員のうち、道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条に規定する第一種準中型自動車免許(以下「準中型免許」という。)

改正後	改正前
<u>大型自動車免許または牽引自動車第一種運転免許</u> (以下「準中型免許等」という。)を取得した者とする。 (1)～(3) ≪現行どおり≫ (4) 準中型免許等等を取得した後、継続して5年以上活動できる団員 (5) ≪現行どおり≫ (補助対象経費および額) 第3条 ≪現行どおり≫ 2 補助金の額は、前項各号に掲げる経費のうち補助対象者が負担した額とし、17万1,000円を限度とし、<u>第一種中型自動車免許、第一種大型自動車免許または牽引自動車第一種運転免許を取得しようとするときは、同一の教習所において第一種準中型自動車免許の取得に要する経費を上限とする。</u> 第4条 ≪現行どおり≫ (実績報告書の添付書類) 第5条 ≪現行どおり≫ (1) 取得した準中型免許等の免許証の写し (2)～(3) ≪現行どおり≫ (補助金の取消し) 第6条 ≪現行どおり≫ 2 前項の規定による取消しを行ったときは、草津市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付決定取消通知書(別記様式第2号)により申請者に対し通知しなければならない。 (補助金の返還) 第7条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合に、既に補助金が交付されているときは、草津市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金返還命令書(別記様式第3号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。 2～3 ≪現行どおり≫ 第8条 ≪現行どおり≫ 別記様式第1号(第4条関係) (別添1-1のとおり) 別記様式第2号(第6条第2項関係) (別添2-1のとおり) 別記様式第3号(第7条第1項関係) (別添3-1のとおり)	を取得した者とする。 (1)～(3) ≪省略≫ (4) 準中型免許を取得した後、継続して5年以上活動できる団員 (5) ≪省略≫ (補助対象経費および額) 第3条 ≪省略≫ 2 補助金の額は、前項各号に掲げる経費のうち補助対象者が負担した額とし、17万1,000円を限度とする。 第4条 ≪省略≫ (実績報告書の添付書類) 第5条 ≪省略≫ (1) 取得した準中型免許証の写し (2)～(3) ≪省略≫ (補助金の取消し) 第6条 ≪省略≫ 2 前項の規定による取消しを行ったときは、草津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付決定取消通知書(別記様式第2号)により申請者に対し通知しなければならない。 (補助金の返還) 第7条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合に、既に補助金が交付されているときは、草津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金返還命令書(別記様式第3号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。 2～3 ≪省略≫ 第8条 ≪省略≫ 別記様式第1号(第4条関係) (別添1-2のとおり) 別記様式第2号(第6条第2項関係) (別添2-2のとおり) 別記様式第3号(第7条第1項関係) (別添3-2のとおり)

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別添 1－1

別記

様式第 1 号（第 4 条関係）

推 薦 書

草津市消防団 分団
氏 名

上記の者は草津市消防団員自動車免許等取得費補助金交付要綱第 2 条の各号に該当することから、申請者に推薦します。

年 月 日

草津市長 様

推薦人（自署）
草津市消防団 分団 分団長
氏 名 印

別添 1－2

別記

様式第 1 号（第 4 条関係）

推 薦 書

草津市消防団 分団
氏 名

上記の者は草津市消防団員自動車免許取得費補助金交付要綱第 2 条の各号に該当することから、申請者に推薦します。

年 月 日

草津市長 様

推薦人（自署）
草津市消防団 分団 分団長
氏 名 印

別添 2－1

様式第 2 号（第 6 条第 2 項関係）

草危発第 号
年 月 日

様

草津市長

㊟

草津市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金については、草津市補助金等交付規則第 1 7 条第 1 項および草津市消防団員自動車免許等取得費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり交付決定額の（全部・一部）を取消しましたので、通知します。

決定の区分	一部取消し ・ 全部取消し
交付決定額	円
取消し金額	円
取消し後交付決定額	円
取消しの理由	

別添 2－2

様式第 2 号（第 6 条第 2 項関係）

草危発第 号
年 月 日

様

草津市長

㊟

草津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金については、草津市補助金等交付規則第 1 7 条第 1 項および草津市消防団員自動車免許取得費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり交付決定額の（全部・一部）を取消しましたので、通知します。

決定の区分	一部取消し ・ 全部取消し
交付決定額	円
取消し金額	円
取消し後交付決定額	円
取消しの理由	

別添 3-1

様式第 3 号（第 7 条第 1 項関係）

草津発第 号
年 月 日

様

草津市長

㊟

草津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金返還命令書

年 月 日付け第 号で取り消した補助金については、草津市補助金等交付規則第 18 条および草津市消防団員自動車免許取得費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり返還を命じます。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	

別添 3-2

様式第 3 号（第 7 条第 1 項関係）

草津発第 号
年 月 日

様

草津市長

㊟

草津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金返還命令書

年 月 日付け第 号で取り消した補助金については、草津市補助金等交付規則第 18 条および草津市消防団員自動車免許取得費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり返還を命じます。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	

(令和 8 年 3 月 27 日揭示済み)

草津市告示第 101 号

草津市防災指導員設置要綱および草津市防災指導員連絡協議会運営補助金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 27 日

草津市長 橋 川 渉

草津市防災指導員設置要綱および草津市防災指導員連絡協議会運営補助金交付要綱を廃止する要綱

草津市防災指導員設置要綱（平成 19 年草津市告示第 175 号）および草津市防災指導員連絡協議会運営補助金交付要綱（平成 19 年草津市告示第 176 号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 27 日揭示済み)

草津市告示第 102 号

令和 8 年 2 月 26 日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和 8 年度草津市一般会計予算等の要領は、次のとおりである。

令和 8 年 3 月 27 日

草津市長 橋 川 渉

1 予算題目一覧

令和 8 年度草津市一般会計予算

令和 8 年度草津市国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度草津市財産区特別会計予算

令和 8 年度草津市介護保険事業特別会計予算

令和 8 年度草津市後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度草津市水道事業会計予算

令和 8 年度草津市下水道事業会計予算

令和 7 年度草津市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度草津市財産区特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度草津市学校給食センター特別会計補正

予算（第2号）

令和7年度草津市介護保険事業特別会計補正予算
（第3号）

令和7年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予
算（第3号）

令和7年度草津市水道事業会計補正予算（第2
号）

令和7年度草津市下水道事業会計補正予算（第2
号）

令和8年度草津市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度草津市水道事業会計補正予算（第1
号）

2 要領 略

（令和8年3月27日揭示済み）

草津市告示第103号

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱（令和2年草津市告示第88号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前				
第1条～第8条　《現行どおり》 別表（第3条第1項関係） <table><tr><th>関係機関</th></tr><tr><td>《現行どおり》 特定非営利活動法人草津市中心身障害児者連絡協 議会（<u>生きづらさを抱える人のサロン事業者</u>）</td></tr></table>	関係機関	《現行どおり》 特定非営利活動法人草津市中心身障害児者連絡協 議会（ <u>生きづらさを抱える人のサロン事業者</u> ）	第1条～第8条　《省略》 別表（第3条第1項関係） <table><tr><th>関係機関</th></tr><tr><td>《省略》 特定非営利活動法人草津市中心身障害児者連絡協 議会<u>フリータイム</u></td></tr></table>	関係機関	《省略》 特定非営利活動法人草津市中心身障害児者連絡協 議会 <u>フリータイム</u>
関係機関					
《現行どおり》 特定非営利活動法人草津市中心身障害児者連絡協 議会（ <u>生きづらさを抱える人のサロン事業者</u> ）					
関係機関					
《省略》 特定非営利活動法人草津市中心身障害児者連絡協 議会 <u>フリータイム</u>					

付 則

この要綱は、令和8年3月30日から施行する。

（令和8年3月30日揭示済み）